

いしかわ内科訪問看護重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日 改訂>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 32-2234 (8時30分～17時30分 水曜、土曜は17時まで)
担当 渡邊 紀代子

2. 「いしかわ内科訪問看護事業所」 概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	医療法人社団 三友会 いしかわ内科
所在地	宮崎市神宮西1丁目49番地1
介護保険指定番号	訪問看護 {4510115605}
サービスを提供する対象地域 *	宮崎市内にお住まいの方で、当院より車で15分以内の地域が対象です。

(2) 訪問職員体制

	日勤のみ	日勤・時間外対応	非常勤	業務内容	計
医師	0名(0)	3名(3)		訪問診療(外来診療)	3名(3)
看護師	0名(0)	3名(0)		訪問看護(外来業務)	3名(0)

()内は男性職員 *24時間対応は当番制のため、時間外は1名の対応となります。
当番表をご確認下さい。

(3) 営業日・時間

月～土	8時30分～17時30分 *水曜、土曜は12時30分まで
定休日	日・祭日(他に12月30日～1月3日は休み) (定休日や営業時間外であっても必要時には訪問看護が可能です。)

*24時間常時連絡可能な体制です。

3. サービス内容

1. 病状、障害など全身状態の観察
2. 清拭、洗髪、入浴介助等による清潔保持
3. 食事及び排泄など日常生活の介助
4. 床ずれ(褥瘡)の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル(管)等の医学的管理
10. 医師の指示による医療処置(点滴、与薬、疼痛管理、創傷処置など)
11. 介護者の身体的・精神的負担軽減への援助
12. 訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や、訪問介護員に対する助言等の支援を行う
13. 初回、及び定期的な計画書の作成

4. 料金

(1) 利用料 (介護報酬改定に伴い、下記サービス内容・加算が変更になりました。)

訪問看護 ()内は予防	20分未満	265(255)	単位/月	
	30分未満	398(381)		
	30分以上1時間未満	573(552)		
	1時間以上1時間30分未満	842(813)		
	サービス提供体制強化加算	3		訪問時毎回算定
	看護・介護職員連携強化加算	250		介護事業所との連携、指導
	初回加算	350/300		退院当日/翌日以降 計画書要
	ターミナルケア加算	2500		死亡月
	夜間・早朝加算	25/100		夜間(18-22時) 早朝(6-8時)
	深夜加算	50/100		22-6時
	看護体制強化加算Ⅰ、Ⅱ	550/200		予防はⅡ(100)のみ
	口腔連携強化加算	50		1月1回 歯科医療機関への情報提供要
	専門管理加算	250		特定行為研修修了者による計画的管理
区分限度基準額の対象算定外				
訪問看護 (予防含む)	緊急訪問看護加算Ⅰ/Ⅱ	325/315	単位/月	24時間対応
	複数名訪問加算(Ⅰ)30分未満	254		
	複数名訪問加算(Ⅱ)30分以上	402		
	特別管理加算(Ⅰ)	500		悪性腫瘍、留置カテーテル、胃瘻
	特別管理加算(Ⅱ)	250		在宅酸素、真皮を超える褥創等

○緊急時訪問加算は24時間連絡可能な体制にあって、計画的な訪問以外に必要なに応じて緊急に訪問する場合に1ヶ月につき加算いたします。

○特別管理加算(Ⅰ)は、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合に1カ月につき加算いたします。

○特別管理加算(Ⅱ)は、在宅酸素療法指導管理などの特別な管理を受けている状態や真皮を超える褥創の状態である場合に1カ月につき加算いたします。

○訪問看護サービス提供体制加算が1回の訪問につき6単位加算いたします(勤続3年以上の訪問看護師が30/100勤務している事など、条件を厚生労働省が定める基準に適合している場合に算定されるものです)。

○初回加算は、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し訪問看護を提供した場合、初回の月に算定いたします。

○看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合1ヶ月につき算定いたします。

○複数名訪問看護加算は、気管カニューレ使用者や褥瘡処置など2人の看護師が必要な場合に算定いたします。

注:上記料金は1割の金額を示しています。2割負担の方もいらっしゃいます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 交通費 無料

駐車場 自宅の駐車場、又は契約駐車場の準備をお願いいたします。駐車場がない場合はコインパーキング代を月締めで請求させていただく場合がございます。

(3) 料金のお支払方法

毎月、20日までに前月分の請求書を発行いたします。月末までに窓口又は振り込みにてお支払いください。お支払いを確認後、領収証を発行いたします。

(4)エンゼルケア(清拭、更衣、洗髪、エンゼルメイク等) 10000円(自費)

(5)雑費 別紙参照

(6)貸与 ポータブルトイレ 500円/月 吸引器 500円/月 (月末締め翌月請求)

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

主治医が当院であり、訪問看護が必要との医師の指示があった場合、利用開始となります。

看護師が伺い契約書を結び、訪問看護計画書にそってサービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

また、看護師に対する法的な事象(精神的・身体的苦痛等)が認められ、契約を継続出来ないと判断した場合には、契約解除のご連絡をする場合がございます。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合

6. 当事業所の訪問看護サービスの特徴等

(1) 事業の目的

在宅の要介護状態(以下、要介護者等という)にあり、当院の医師が訪問看護の必要性を認めた高齢者等に対して、適正な指定訪問看護を提供すること。

(2) 運営の方針

- ・ 要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保と向上を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ・ 地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ・ 利用者および家族の意思を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供する。
- ・ 常に主治医との連携をとり、症状、状態に応じた看護を提供する。

(3) 守秘義務

- ・ 当訪問看護は個人情報の保護、プライバシーの保護を実践し、守秘義務を遂行する。

7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・実施なし

8. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 緊急時の対応方法

24時間の緊急連絡体制をとっておりますのでいつでもご連絡ください。

訪問看護中に状態の急変、緊急事態が生じた場合には、主治医に連絡し往診を依頼、指示を仰ぎ、必要時は救急車を要請するなどの措置をとります。

ご家族が不在の場合、または別居している場合には速やかにご連絡いたします。

10. 身体拘束・高齢者虐待

- ・身体拘束・虐待の防止のための指針を整備しています。
- ・身体拘束・虐待の防止のための対策を検討する定例会議及び緊急時の臨時会議を開催します。
- ・従業者に対し、身体拘束・虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施します。
- ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を決めております。

11. 感染症予防及びまん延防止

- ・感染症予防及びまん延防止のための指針を準備しています。
- ・感染症予防及びまん延防止の為、感染症委員会を設置しています。
- ・定例会議及び緊急時の臨時会議を開催(6か月1回)を開催します。尚、BCP委員会に付随し開催致します。
- ・従業者に対し、感染対策に関する研修を定期的に(年2回以上)実施します。
- ・上記に掲げる措置を実施するための担当者を決めております。

12. サービス内容に関する相談・苦情

① 当社事業所の相談・苦情担当

(担当) 責任者 渡邊 紀代子 電話 32-2234

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

宮崎市介護保険課 電話 21-1777

宮崎市国民健康保険連合会 電話 35-5111

13. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 三友会 いしかわ内科
代表者役職・氏名	理事長 石川智信
本社所在地・電話番号	宮崎市神宮西1丁目49番地1 電話 32-2234
他の介護サービス事業	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 通所介護 地域医療連携

重要事項説明確認書

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 宮崎市神宮西1丁目49番地1

名称 医療法人社団 三友会 いしかわ内科

説明者 所属 訪問看護部

氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

また、利用にあたって聞き取りを受けた本人および家族の情報をサービス担当者会議に提供することについても同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

※代理人の続柄()